

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は608件（平成28事務年度628件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は495件（平成28事務年度511件）で、非違割合は81.4%（平成28事務年度81.4%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は149億6千7百万円（平成28事務年度146億4千3百万円）で、実地調査1件当たりでは2,462万円（平成28事務年度2,332万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等50億2千6百万円（平成28事務年度57億7千4百万円）が最も多く、続いて有価証券19億2千5百万円（平成28事務年度16億3千万円）、土地15億4千万円（平成28事務年度17億6千6百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は29億2千1百万円（平成28事務年度26億9千1百万円）で、実地調査1件あたりでは480万円（平成28事務年度429万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は58件（平成28事務年度35件）、賦課割合は11.7%（平成28事務年度6.8%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

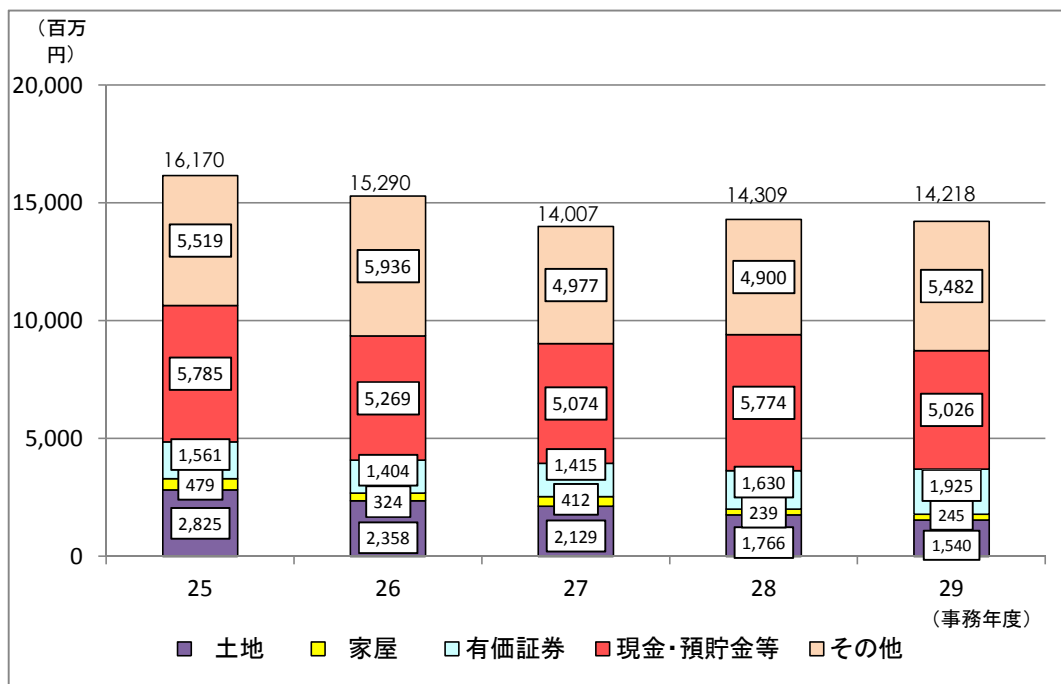
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は818件（平成28事務年度385件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は543件（平成28事務年度223件）で、この割合は66.4%（平成28事務年度57.9%）となっています。

相続税の調査事績

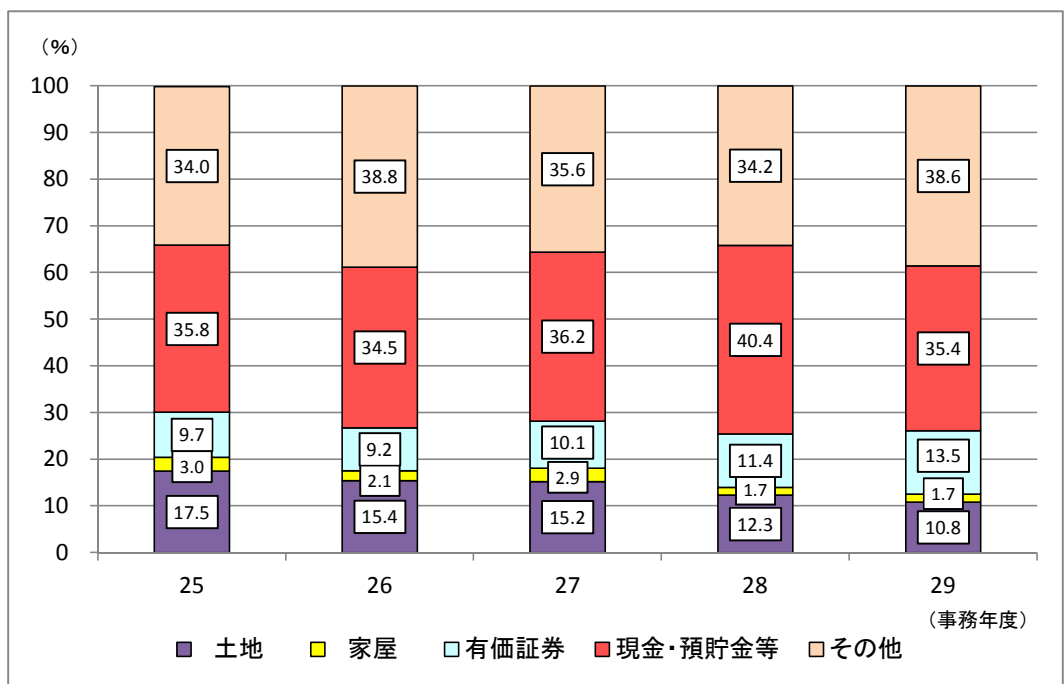
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 628	件 608	% 96.8
②	申告漏れ等の非違件数	件 511	件 495	% 96.9
③	非違割合 (②/①)	% 81.4	% 81.4	ポイント 0.0
④	重加算税賦課件数	件 35	件 58	% 165.7
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 6.8	% 11.7	ポイント 4.9
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 14,643	百万円 14,967	% 102.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 1,435	百万円 2,186	% 152.3
⑧	追徴税額	百万円 本税 2,365	百万円 2,507	% 106.0
⑨		百万円 加算税 326	百万円 414	% 127.0
⑩		百万円 合計 2,691	百万円 2,921	% 108.5
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 申告漏れ 課税価格(※) (⑥/①) 2,332	万円 2,462	% 105.6
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 429	万円 480	% 112.1

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



簡易な接触に係る事績

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

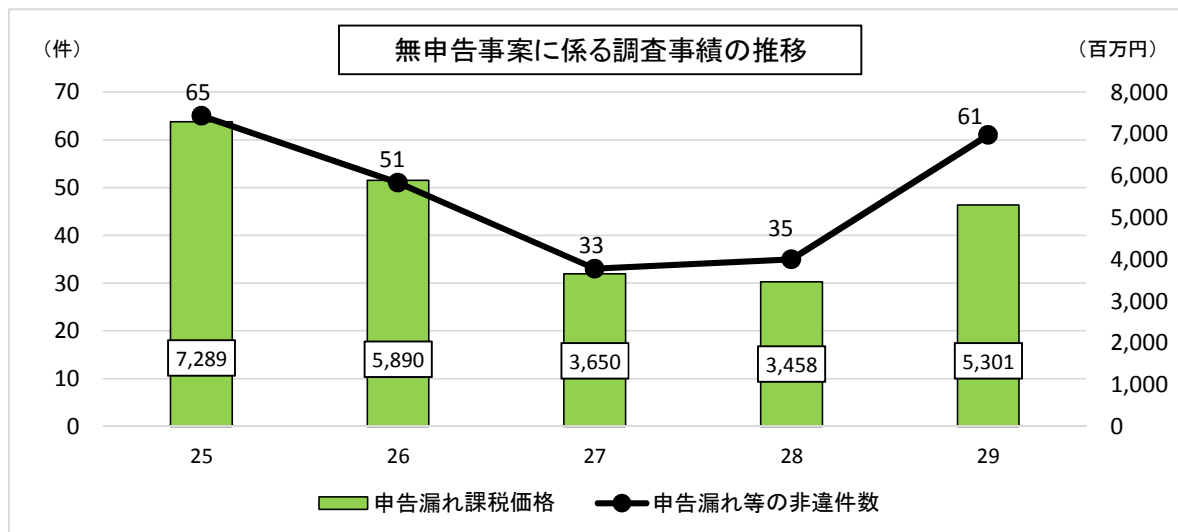
項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	簡易な接触件数	385 件	818 件	212.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	73 件	137 件	187.7 %	
③	回答等の件数(※)	150 件	406 件	270.7 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	223 件	543 件	243.5 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	57.9 %	66.4 %	8.5 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格	1,463 百万円	3,881 百万円	265.3 %	
⑦	追徴税額	本税	138 百万円	204 百万円	147.8 %
⑧		加算税	5 百万円	7 百万円	140.0 %
⑨		合計	143 百万円	211 百万円	147.6 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①)	380 万円	474 万円	124.9 %
⑪	当たりの接り触	追徴税額(⑨/①)	37 万円	26 万円	69.4 %

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度等			
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	51件	70件	137.3%	
②	申告漏れ等の非違件数	35件	61件	174.3%	
③	非違の割合 (②/①)	68.6%	87.1%	18.5ポイント	
④	申告漏れ課税価格	3,458百万円	5,301百万円	153.3%	
⑤	追徴税額	本税	129百万円	284百万円	220.2%
⑥		加算税	26百万円	69百万円	265.4%
⑦		合計	155百万円	353百万円	227.7%
⑧	1 実地 件当 たり 調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	6,780万円	7,573万円	111.7%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	304万円	504万円	165.9%



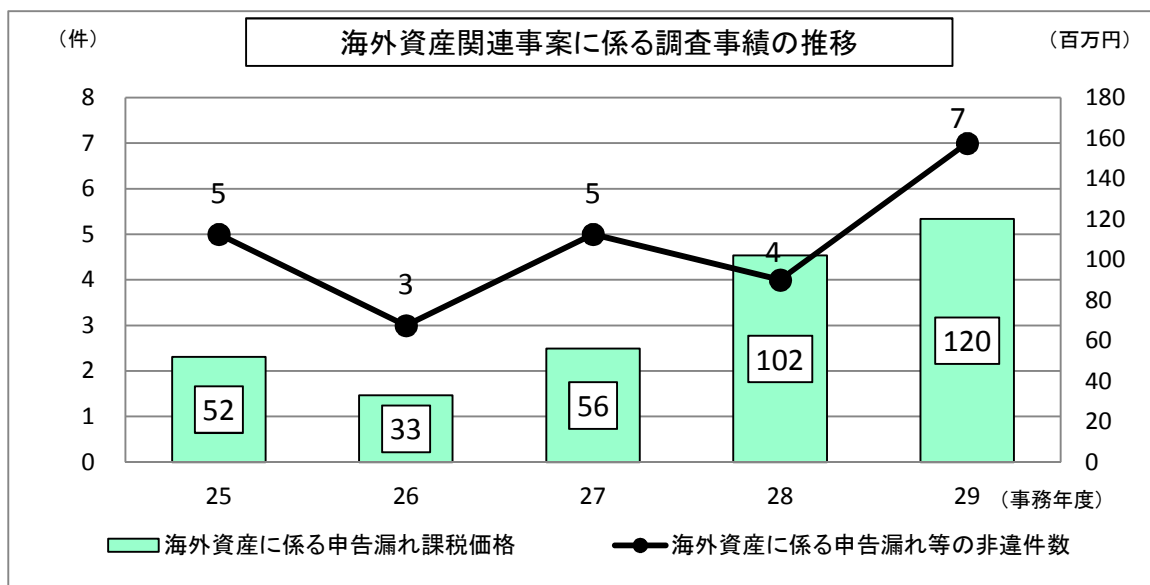
海外資産関連事案に係る調査事績

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外資産の把握に努めています。資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案など、海外資産関連事案については、本事務年度においても積極的に調査を実施します。

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	平成28事務年度	平成29事務年度	平成28事務年度	平成29事務年度
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	18 件	25 件		138.9 %
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	13 件 4	21 件 7	161.5	175.0 %
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	0 件 0	0 件 0	-	%
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	284 百万円 102	759 百万円 120	267.3	117.4 %
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	0 百万円 0	0 百万円 0	-	%
⑥ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格(④/②)	2,185 万円 2,550	3,614 万円 1,710	165.4	67.1 %

(注)1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。



贈与税に係る調査事績

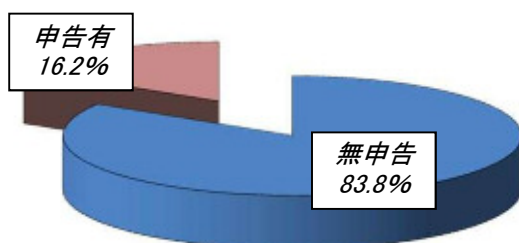
国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、相続税調査時等、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施します。また、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成28事務年度	平成29事務年度	
①	実地調査件数	210 件	238 件	113.3 %
②	申告漏れ等の非違件数	189 件	198 件	104.8 %
③	申告漏れ課税価格	1,088 百万円	1,010 百万円	92.8 %
④	追徴税額	346 百万円	251 百万円	72.5 %
⑤	¹ 実地 件 当 調 たり 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	518 万円	424 万円	81.9 %
⑥	追徴税額 (④/①)	165 万円	105 万円	64.0 %

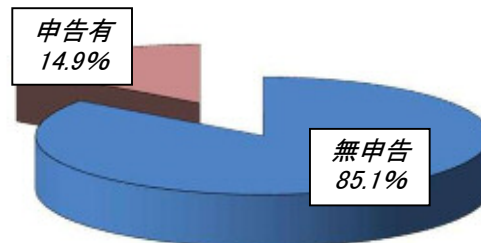
1. 調査事績に占める無申告事案の状況(平成29事務年度)

- 国税局では、あらゆる機会を通じて把握した生前の資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

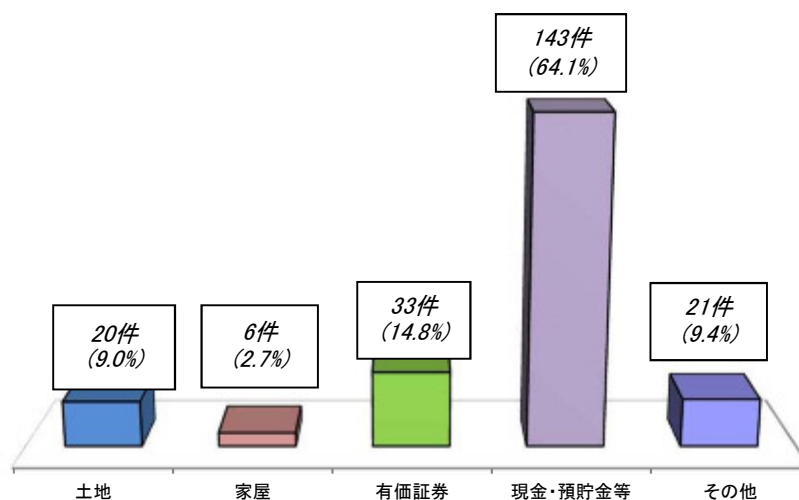
<「申告漏れ等の非違件数」の状況>



<「申告漏れ課税価格」の状況>



2. 調査事績に係る財産別非違件数(平成29事務年度)



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 27 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 50 件（平成 28 事務年度 51 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 42 件（平成 28 事務年度 42 件）で、非違割合は 84.0%（平成 28 事務年度 82.4%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 12 億 3 千 8 百万円（平成 28 事務年度 9 億 1 千 4 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,476 万円（平成 28 事務年度 1,792 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 6 億 6 千 1 百万円（平成 28 事務年度 3 億 7 千 3 百万円）が最も多く、続いて有価証券 1 億 8 千 7 百万円（平成 28 事務年度 1 億 4 千 7 百万円）、土地 5 千 2 百万円（平成 28 事務年度 7 千 8 百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 2 億 4 千 1 百万円（平成 28 事務年度 1 億 2 千 1 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 482 万円（平成 28 事務年度 237 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 2 件（平成 28 事務年度 1 件）、賦課割合は 4.8%（平成 28 事務年度 2.4%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

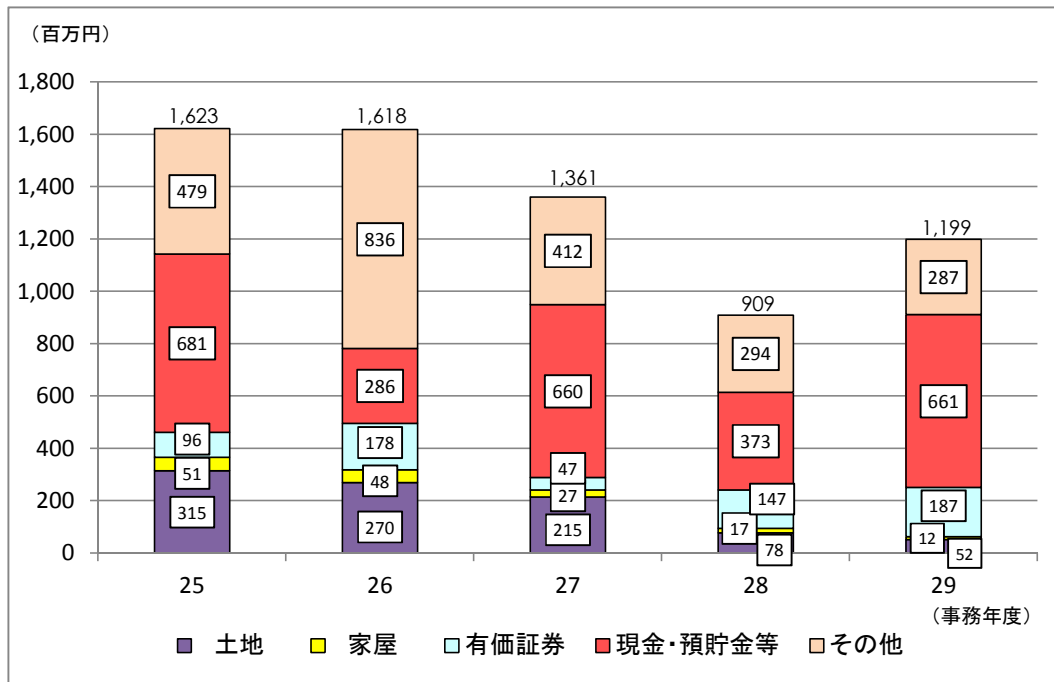
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は66件（平成28事務年度151件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は35件（平成28事務年度49件）で、この割合は53.0%（平成28事務年度32.5%）となっています。

相続税の調査事績【鳥取県】

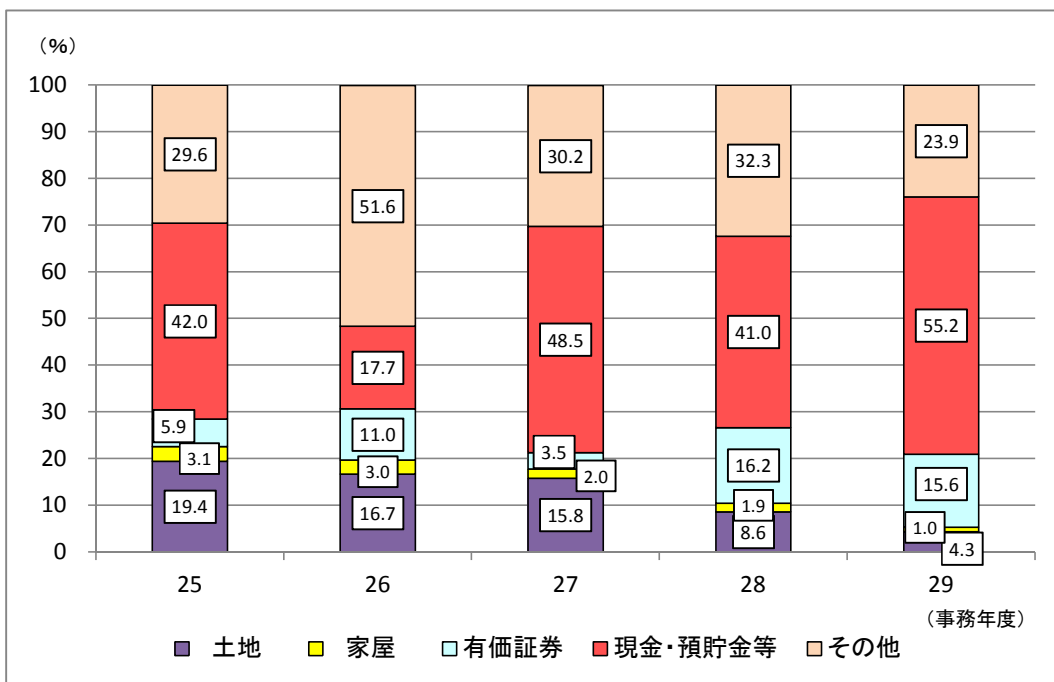
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 51	件 50	% 98.0
②	申告漏れ等の非違件数	件 42	件 42	% 100.0
③	非違割合 (②/①)	% 82.4	% 84.0	ポイント 1.6
④	重加算税賦課件数	件 1	件 2	% 200.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 2.4	% 4.8	ポイント 2.4
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 914	百万円 1,238	% 135.4
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 43	百万円 88	% 204.7
⑧	追徴税額	百万円 109	百万円 211	% 193.6
⑨		百万円 12	百万円 30	% 250.0
⑩		百万円 121	百万円 241	% 199.2
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 1,792	万円 2,476	% 138.2
⑫		万円 237	万円 482	% 203.2

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【鳥取県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【鳥取県】



簡易な接触に係る事績【鳥取県】

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	簡易な接触件数	件 151	件 66	% 43.7	
②	申告漏れ等の非違件数	件 8	件 7	% 87.5	
③	回答等の件数(※)	件 41	件 28	% 68.3	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 49	件 35	% 71.4	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	% 32.5	% 53.0	ポイント 20.6	
⑥	申告漏れ課税価格	万円 6,510	万円 13,340	% 204.9	
⑦	追徴税額	万円 379	万円 642	% 169.4	
⑧		万円 13	万円 39	% 300.0	
⑨		万円 392	万円 681	% 173.7	
⑩	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	万円 43	万円 202	% 468.8
⑪		追徴税額 (⑨/①)	万円 3	万円 10	% 397.5

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は53件（平成28事務年度63件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は41件（平成28事務年度46件）で、非違割合は77.4%（平成28事務年度73.0%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は8億6千7百万円（平成28事務年度11億7千9百万円）で、実地調査1件当たりでは1,636万円（平成28事務年度1,871万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等2億1千8百万円（平成28事務年度2億8千5百万円）が最も多く、続いて土地1億3千9百万円（平成28事務年度1億5千7百万円）、有価証券6千6百万円（平成28事務年度2億3千6百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は8千2百万円（平成28事務年度2億8千6百万円）で、実地調査1件当たりでは155万円（平成28事務年度454万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は3件（平成28事務年度3件）、賦課割合は7.3%（平成28事務年度6.5%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

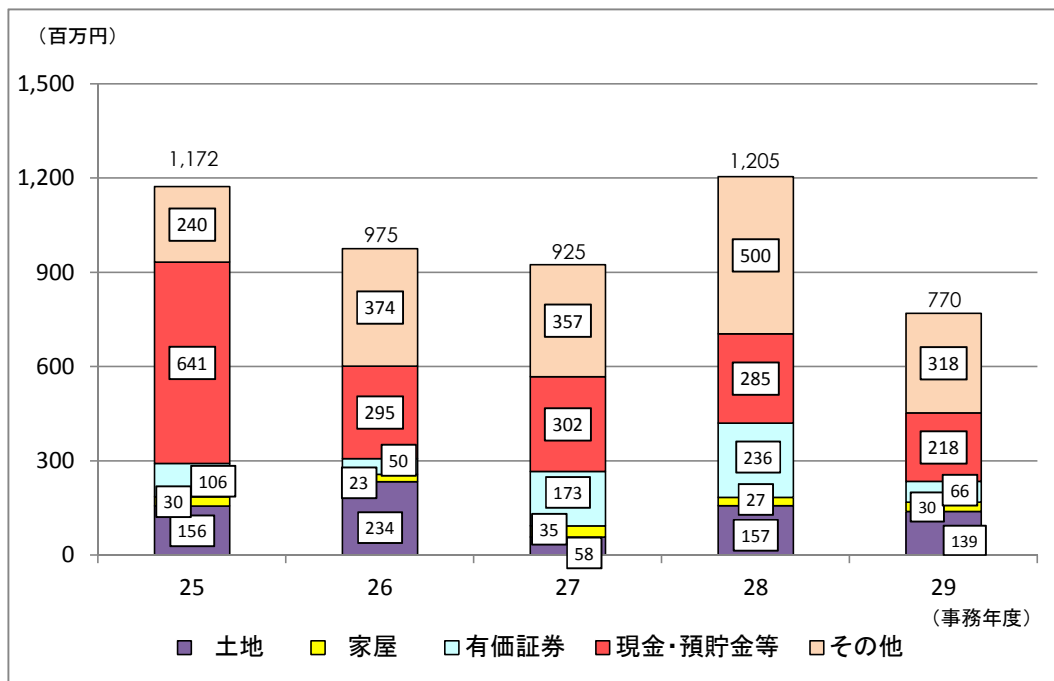
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は51件（平成28事務年度37件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は39件（平成28事務年度13件）で、この割合は76.5%（平成28事務年度35.1%）となっています。

相続税の調査事績【島根県】

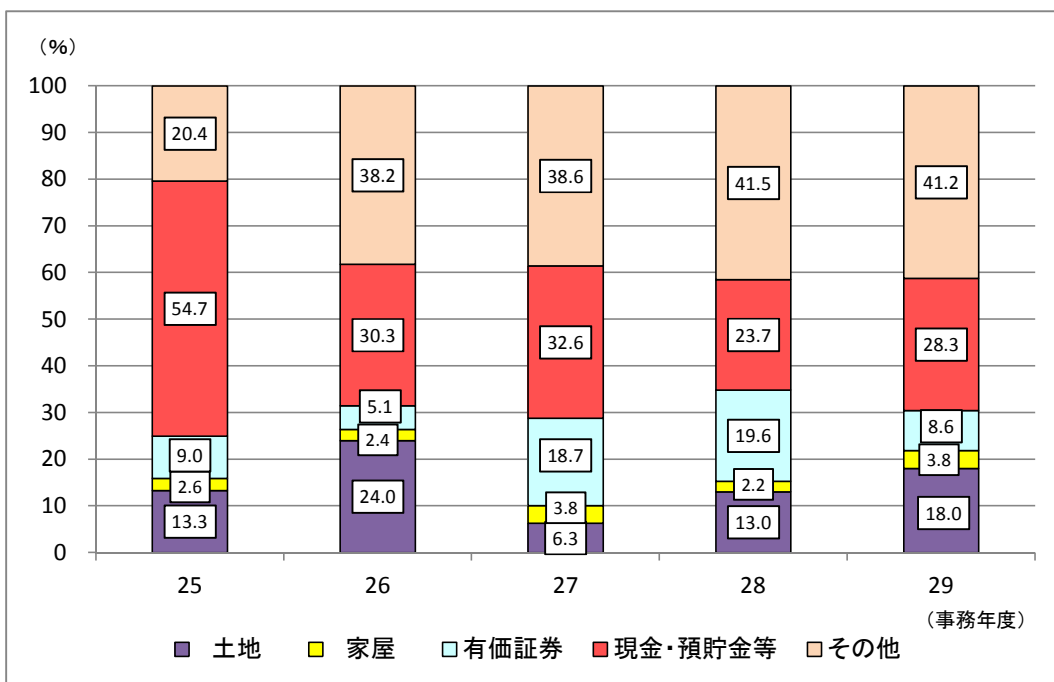
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 63	件 53	% 84.1
②	申告漏れ等の非違件数	件 46	件 41	% 89.1
③	非違割合 (②/①)	% 73.0	% 77.4	ポイント 4.3
④	重加算税賦課件数	件 3	件 3	% 100.0
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 6.5	% 7.3	ポイント 0.8
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 1,179	百万円 867	% 73.5
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 54	百万円 39	% 72.2
⑧	追徴 税額	百万円 本税 253	百万円 73	% 28.9
⑨		百万円 加算税 33	百万円 9	% 27.3
⑩		百万円 合計 286	百万円 82	% 28.7
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 申告漏れ 課税価格(※) (⑥/①) 1,871	万円 1,636	% 87.4
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 454	万円 155	% 34.1

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【島根県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【島根県】



簡易な接触に係る事績【島根県】

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成28事務年度	平成29事務年度	
①	簡易な接触件数	件 37	件 51	% 137.8
②	申告漏れ等の非違件数	件 8	件 12	% 150.0
③	回答等の件数(※)	件 5	件 27	% 540.0
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 13	件 39	% 300.0
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	% 35.1	% 76.5	ポイント 41.3
⑥	申告漏れ課税価格	万円 3,358	万円 45,405	% 1352.1
⑦	追徴税額	万円 本税 3,109	万円 596	% 19.2
⑧		万円 加算税 41	万円 23	% 56.1
⑨		万円 合計 3,150	万円 619	% 19.7
⑩	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	万円 申告漏れ課税価格 (⑥/①) 91	万円 890	% 981.0
⑪		万円 追徴税額 (⑨/①) 85	万円 12	% 14.3

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は140件（平成28事務年度148件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は112件（平成28事務年度123件）で、非違割合は80.0%（平成28事務年度83.1%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は38億9千7百万円（平成28事務年度44億5千9百万円）で、実地調査1件当たりでは2,784万円（平成28事務年度3,013万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等10億4千2百万円（平成28事務年度20億6千8百万円）が最も多く、続いて有価証券4億9千6百万円（平成28事務年度5億1千3百万円）、土地3億9千7百万円（平成28事務年度4億8千4百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は8億9百万円（平成28事務年度8億2千8百万円）で、実地調査1件当たりでは578万円（平成28事務年度559万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は9件（平成28事務年度13件）、賦課割合は8.0%（平成28事務年度10.6%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

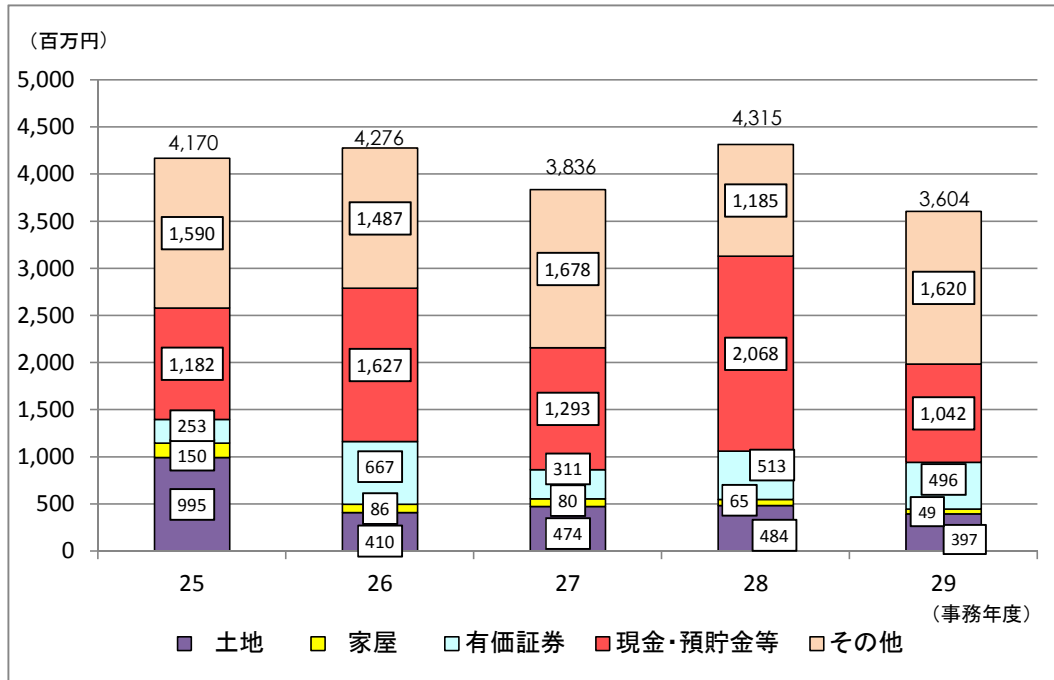
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は218件（平成28事務年度24件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は118件（平成28事務年度12件）で、この割合は54.1%（平成28事務年度50.0%）となっています。

相続税の調査事績【岡山県】

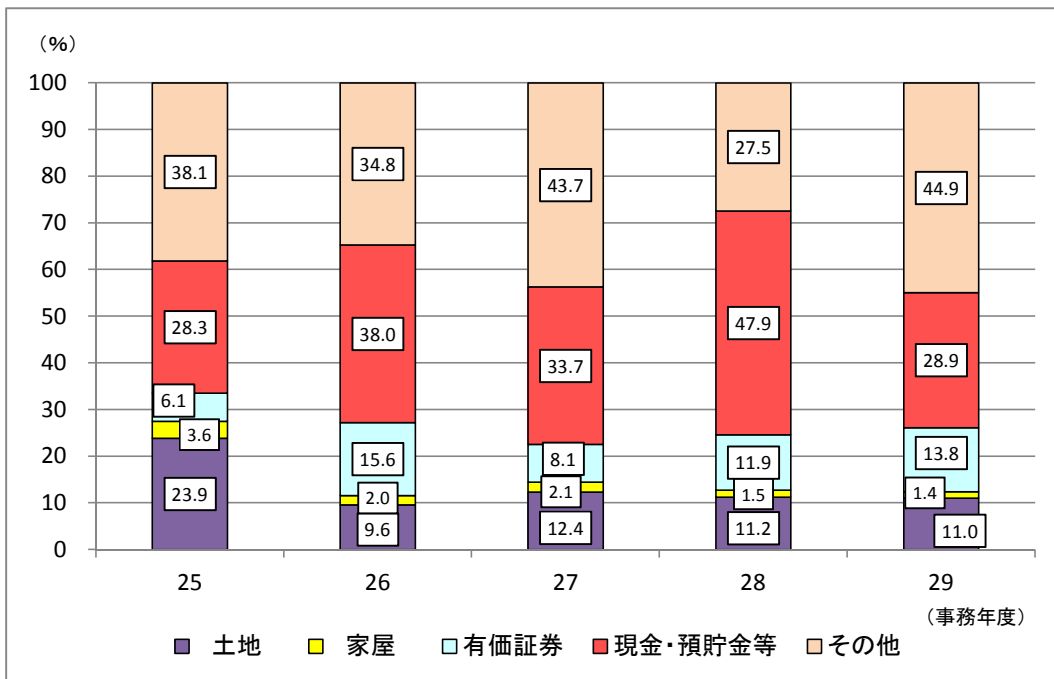
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 148	件 140	% 94.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 123	件 112	% 91.1
③	非違割合 (②/①)	% 83.1	% 80.0	ポイント ▲ 3.1
④	重加算税賦課件数	件 13	件 9	% 69.2
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 10.6	% 8.0	ポイント ▲ 2.6
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 4,459	百万円 3,897	% 87.4
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 970	百万円 194	% 20.0
⑧	追徴 税額	百万円 706	百万円 719	% 101.8
⑨		百万円 122	百万円 90	% 73.8
⑩		百万円 828	百万円 809	% 97.7
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 3,013	万円 2,784	% 92.4
⑫		万円 559	万円 578	% 103.3

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【岡山県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【岡山県】



簡易な接触に係る事績【岡山県】

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	簡易な接触件数	件 24	件 218	% 908.3	
②	申告漏れ等の非違件数	件 6	件 29	% 483.3	
③	回答等の件数(※)	件 6	件 89	% 1,483.3	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 12	件 118	% 983.3	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	% 50.0	% 54.1	ポイント 4.1	
⑥	申告漏れ課税価格	万円 11,005	万円 40,422	% 367.3	
⑦	追徴税額	万円 1,520	万円 1,841	% 121.1	
⑧		万円 0	万円 34	% -	
⑨		万円 1,520	万円 1,875	% 123.4	
⑩	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	万円 459	万円 185	% 40.4
⑪		追徴税額 (⑨/①)	万円 63	万円 9	% 13.6

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 27 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 257 件（平成 28 事務年度 253 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 210 件（平成 28 事務年度 203 件）で、非違割合は 81.7%（平成 28 事務年度 80.2%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 62 億 3 百万円（平成 28 事務年度 58 億 1 千 8 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,414 万円（平成 28 事務年度 2,300 万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等 18 億 9 千 9 百万円（平成 28 事務年度 20 億 8 千 1 百万円）が最も多く、続いて有価証券 9 億 1 千 5 百万円（平成 28 事務年度 5 億 3 千 2 百万円）、土地 8 億 4 千 2 百万円（平成 28 事務年度 9 億 6 千万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 11 億 2 千 3 百万円（平成 28 事務年度 10 億 3 千 9 百万円）で、実地調査 1 件当たりでは 437 万円（平成 28 事務年度 411 万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 29 件（平成 28 事務年度 11 件）、賦課割合は 13.8%（平成 28 事務年度 5.4%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

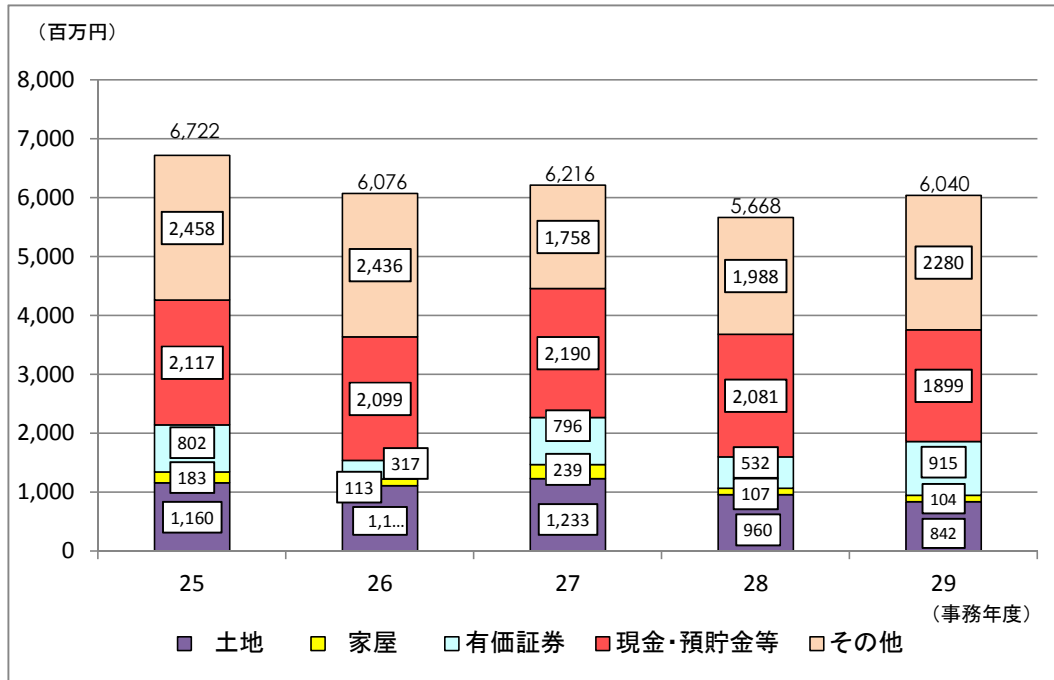
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は369件（平成28事務年度136件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は287件（平成28事務年度124件）で、この割合は77.8%（平成28事務年度91.2%）となっています。

相続税の調査事績【広島県】

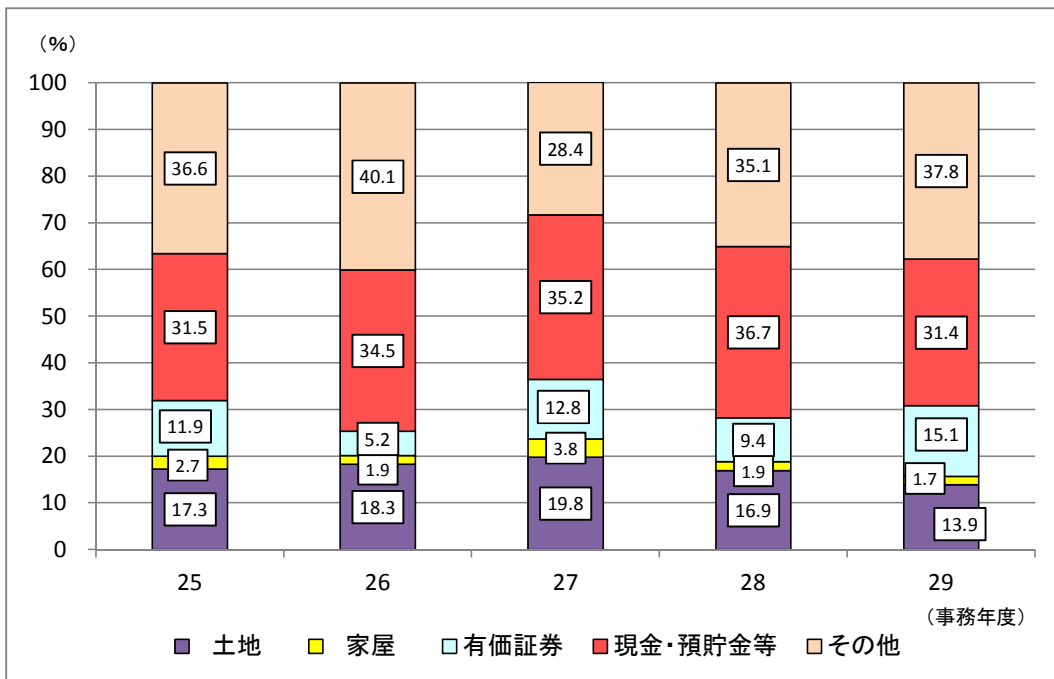
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 253	件 257	% 101.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 203	件 210	% 103.4
③	非違割合 (②/①)	% 80.2	% 81.7	ポイント 1.5
④	重加算税賦課件数	件 11	件 29	% 263.6
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 5.4	% 13.8	ポイント 8.4
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 5,818	百万円 6,203	% 106.6
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 215	百万円 1,166	% 542.3
⑧	追徴税額	百万円 本税 931	百万円 946	% 101.6
⑨		百万円 加算税 108	百万円 177	% 163.9
⑩		百万円 合計 1,039	百万円 1,123	% 108.1
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 申告漏れ 課税価格(※) (⑥/①) 2,300	万円 2,414	% 105.0
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 411	万円 437	% 106.4

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【広島県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【広島県】



簡易な接触に係る事績【広島県】

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成28事務年度	平成29事務年度	
①	簡易な接触件数	件 136	件 369	% 271.3
②	申告漏れ等の非違件数	件 39	件 73	% 187.2
③	回答等の件数(※)	件 85	件 214	% 251.8
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 124	件 287	% 231.5
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	% 91.2	% 77.8	ポイント ▲ 13.4
⑥	申告漏れ課税価格	万円 67,731	万円 233,963	% 345.4
⑦	追徴税額	万円 4,610	万円 13,472	% 292.2
⑧		万円 244	万円 435	% 178.3
⑨		万円 4,854	万円 13,907	% 286.5
⑩	1 簡易な接触 申告漏れ課税価格 (⑥/①)	万円 498	万円 634	% 127.3
⑪	追徴税額 (⑨/①)	万円 36	万円 38	% 105.6

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

平成29事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は108件（平成28事務年度113件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は90件（平成28事務年度97件）で、非違割合は83.3%（平成28事務年度85.8%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は27億6千1百万円（平成28事務年度22億7千3百万円）で、実地調査1件当たりでは2,556万円（平成28事務年度2,012万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等12億6百万円（平成28事務年度9億6千6百万円）が最も多く、続いて有価証券2億6千万円（平成28事務年度2億2百万円）、土地1億1千1百万円（平成28事務年度8千7百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は6億6千6百万円（平成28事務年度4億1千6百万円）で、実地調査1件当たりでは617万円（平成28事務年度368万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は15件（平成28事務年度7件）、賦課割合は16.7%（平成28事務年度7.2%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

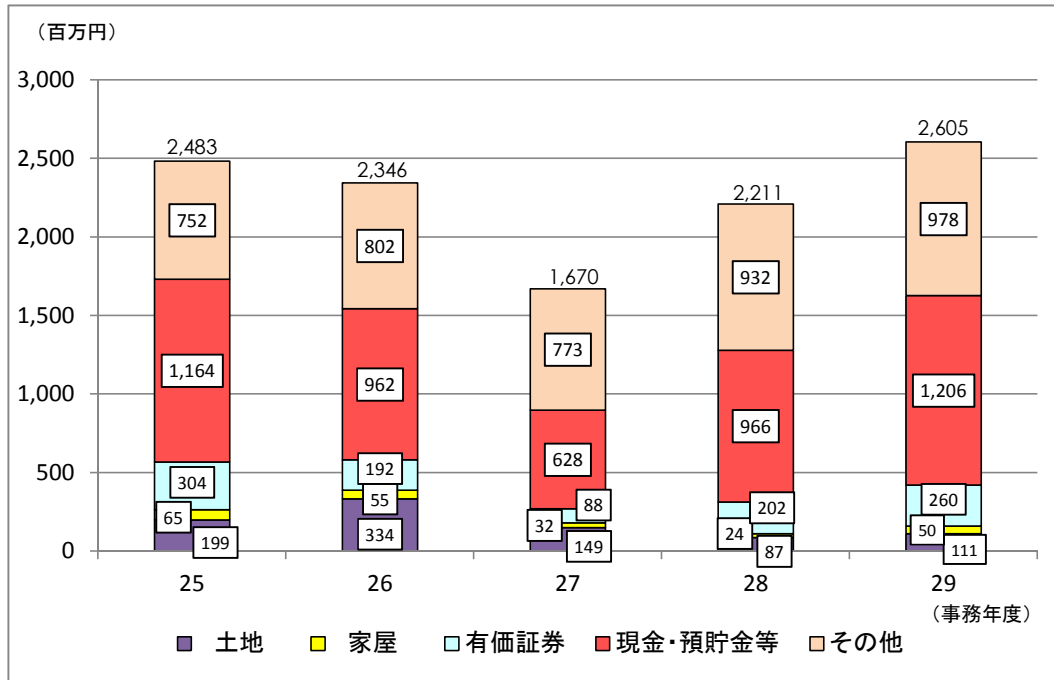
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は114件（平成28事務年度37件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は64件（平成28事務年度25件）で、この割合は56.1%（平成28事務年度67.6%）となっています。

相続税の調査事績【山口県】

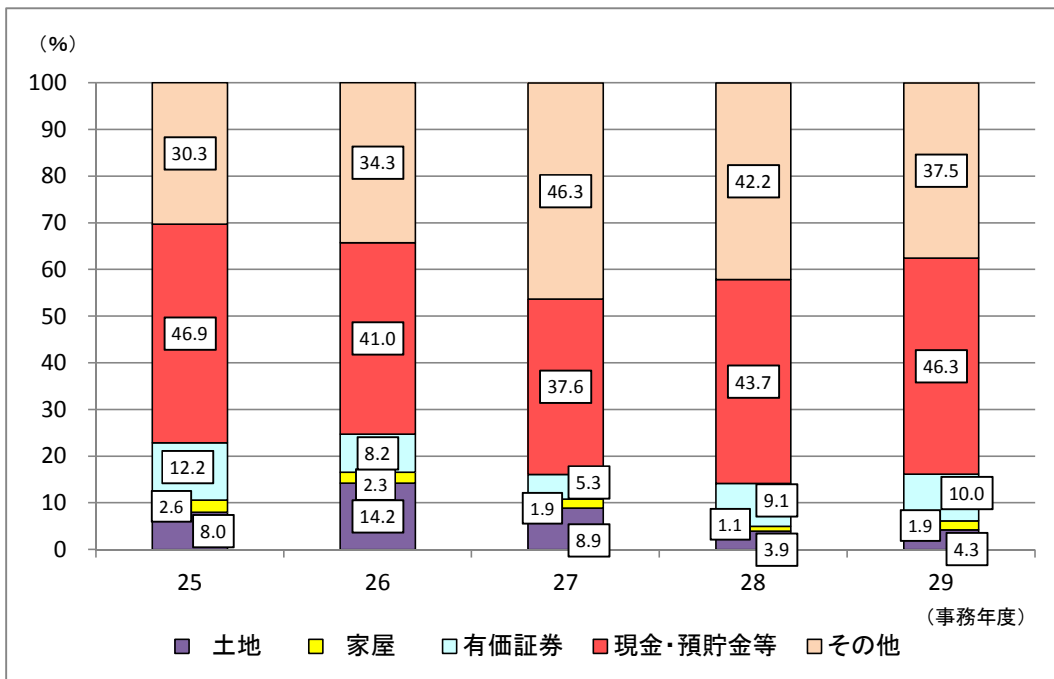
項目		事務年度等		
		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 113	件 108	% 95.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 97	件 90	% 92.8
③	非違割合 (②/①)	% 85.8	% 83.3	ポイント ▲ 2.5
④	重加算税賦課件数	件 7	件 15	% 214.3
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 7.2	% 16.7	ポイント 9.5
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 2,273	百万円 2,761	% 121.5
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 152	百万円 700	% 460.5
⑧	追徴 税額	百万円 366	百万円 557	% 152.2
⑨		百万円 50	百万円 109	% 218.0
⑩		百万円 416	百万円 666	% 160.1
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 2,012	万円 2,556	% 127.1
⑫		万円 368	万円 617	% 167.5

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

申告漏れ相続財産の金額の推移【山口県】



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移【山口県】



簡易な接触に係る事績【山口県】

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組を積極的に行っております。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	簡易な接触件数	件 37	件 114	% 308.1	
②	申告漏れ等の非違件数	件 12	件 16	% 133.3	
③	回答等の件数(※)	件 13	件 48	% 369.2	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 25	件 64	% 256.0	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	% 67.6	% 56.1	ポイント ▲ 11.4	
⑥	申告漏れ課税価格	万円 52,609	万円 54,969	% 104.5	
⑦	追徴税額	万円 4,131	万円 3,868	% 93.6	
⑧		万円 180	万円 201	% 111.7	
⑨		万円 4,311	万円 4,069	% 94.4	
⑩	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	万円 1,422	万円 482	% 33.9
⑪		追徴税額 (⑨/①)	万円 117	万円 36	% 30.6

(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。